

第10回

京都府新型コロナウイルス感染症対策本部会議

令和2年3月30日(月) 午後5時00分～
京都府職員福利厚生センター会議室

次 第

1 開 会

2 議 題

- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく基本的対処方針について
- ・ 医療体制の充実について
- ・ 京都府新型コロナウイルス感染症対策専門家会議について 等

3 閉 会

第10回京都府新型コロナウイルス感染症対策本部会議

令和2年3月30日

所 属	職 名	氏 名
	知 事	西脇 隆俊
	副知事	山内 修一
	副知事	山下 晃正
	副知事	舟本 浩
	企画理事	松本 均
	企画調整理事	本永 治彦
知事直轄	知事室長	岡本 吉弘
知事直轄	職員長	番場 靖文
知事直轄	会計管理者	平井 裕子
危機管理部	危機管理部長	藤森 和也
危機管理部	防災監	坂本 昌也
総務部	総務部副部長	佃 賢治
政策企画部	政策企画部長	稲垣 勝彦
府民環境部	府民環境部長	大谷 学
文化スポーツ部	文化スポーツ部長	古川 博規
健康福祉部	健康福祉部長	松村 淳子
	保健医療対策監	糸井 利幸
商工労働観光部	商工労働観光部長	鈴木 一弥
農林水産部	農林水産部長	沼田 行博
建設交通部	建設交通部長	富山 英範
府議会	事務局長	太田 稔治
監査委員	事務局長	金谷 宗子
人事委員会	事務局長	中本 晴夫
労働委員会	事務局長	磯崎 弘規
教育委員会	教育長	橋本 幸三
警察本部	警察本部長	植田 秀人
山城広域振興局	企画総務部長	小谷 充茂
南丹広域振興局	副局長	南本 尚司
中丹広域振興局	企画総務部長	福井 景一
丹後広域振興局	副局長	前田 尚

新型インフルエンザ等対策特別措置法第23条第4項に基づく出席者

所 属	職 名	氏 名
京都府医師会	会長	松井 道宣
京都市	危機管理監	森元 正純

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和2年3月28日

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

1 感染の状況

感染経路の不明な患者が増加している地域が散発的に発生しており、持ちこたえているものの、今後、全国に拡大すれば、爆発的な感染拡大を伴う大規模な流行につながりかねない。

2 全般的な方針

情報の提供と共有、まん延防止策によって、患者間の関連が認められた集団（クラスター）を封じ込め、感染拡大の速度を抑制し、適切な医療の提供により、重症者や死亡者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。 等

3 実施に関する重要事項

(1) 情報提供・共有	(2) サーベイランス・情報収集	(3) まん延防止
- 専門家が解析した情報等を正確で分かりやすく提供 - 様々な手段により独自のメッセージや注意喚起の実施 等	- 医療機関等との会議体設置 - PCR検査の民間検査会社等の活用 - PCR検査の実施人数や陽性者数、陽性率等の分析結果の定期的な公表 等	「密閉、密集、密接」の3つの条件が重なる集まりの自粛の協力を要請 - 全国的で大規模な催し物等の開催は、主催者による慎重な対応を求める。 - オーバーシュートの予兆の見られる地域では、期間を示した上で、外出や催し物の自粛の協力を要請 等
(4) 医療		(5) 経済・雇用対策
- 患者の増加で重症者への治療に支障を来すおそれがあると判断される地域では、軽症者は自宅療養 - 患者の増加に応じて、必要な感染予防策を講じ、一般の医療機関でも診療を行う。 - オーバーシュートや今後の感染者の大幅な増加を見据え、結核病棟や一般の医療機関の病棟を活用し、専門性を有する医療従事者や人工呼吸器等を迅速に確保 - 有効な治療薬やワクチン等の開発を加速 等		- 機動的な経済財政政策を躊躇なく実施 - 様々な形態で働く方々の雇用や生活を維持 - 中小・小規模事業者や個人事業主の方々が継続して事業に取り組めるよう制度を整える

(6) その他重要な留意事項

緊急事態宣言については、要件に該当するかどうかは、海外や国内の感染状況を踏まえて、国民生活や経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるかを、専門家で作る「諮問委員会」の意見を十分踏まえたうえで、総理大臣が総合的に判断

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

令和 2 年 3 月 28 日

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

政府は、新型コロナウイルス感染症への対策は危機管理上重大な課題であるとの認識の下、国民の生命を守るため、これまで水際での対策、まん延防止、医療の提供等について総力を挙げて講じてきた。しかしながら、国内においては、すでに感染経路の不明な患者の増加している地域が散発的に発生しており、引き続き、持ちこたえているものの、一部の地域で感染拡大が見られ、今後、地域において、感染源が分からない患者数が継続的に増加し、こうした地域が全国に拡大すれば、どこかの地域を発端として、爆発的な感染拡大を伴う大規模な流行につながりかねない状況にある。さらに、世界的に患者数と死亡者数の急激な増加が見られ、国内で発見される輸入症例も増加している。

このような状況を踏まえ、令和 2 年 3 月 26 日、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。）附則第 1 条の 2 第 1 項及び第 2 項の規定により読み替えて適用する法第 14 条に基づき、新型コロナウイルス感染症のまん延のおそれが高いことが、厚生労働大臣から内閣総理大臣に報告され、同日に、法第 15 条第 1 項に基づく政府対策本部が設置された。

国民の生命を守るためには、高齢者等を始め、感染者数を抑えること及び医療提供体制や社会機能を維持することが重要である。

現時点では、国内では、未だ大規模なまん延が認められる地域があるわけではないが、積極的疫学調査等のまん延防止策により、各地域において感染経路の不明な患者やクラスター（患者間の関連が認められた集団。以下「クラスター」という。）の発生を封じ込めることが、いわゆるオーバーシュートと呼ばれる爆発的な感染拡大（以下「オーバーシュート」という。）の発生を防止し、感染者、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止める

ためには重要である。

また、必要に応じ、外出自粛の要請等の接触機会の低減を組み合わせ実施することにより、感染拡大の速度を可能な限り抑制することが、上記の封じ込めを図るためにも、また、医療提供体制を崩壊させないためにも、重要である。

あわせて、今後、国内で感染者数が急増した場合に備え、重症者等への対応を中心とした医療提供体制等の必要な体制を整えるよう準備することも必要である。

このように、国民の生命を守るため、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を的確に把握し、国や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策をさらに進めていくため、今後講じるべき対策を現時点で整理し、ここに法第 18 条第 1 項に規定する基本的対処方針（以下「基本的対処方針」という。）として、対策を実施するにあたって準拠となるべき統一的指針を示すものである。

なお、新型コロナウイルス感染症は新型インフルエンザとはウイルスも病態も異なる感染症であることから、新型インフルエンザ等対策政府行動計画（平成 25 年 6 月 7 日閣議決定）等の既存の計画を参考にしつつも、柔軟に対策を選択していく必要があるが、政府としては、地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民の意見をくみ取りつつ、協力して直ちに対策を進めていくこととする。

一 新型コロナウイルス感染症発生の状況に関する事実

我が国においては、令和 2 年 1 月 15 日に最初の感染者が確認された後、3 月 26 日までに、合計 42 都道府県において合計 1,349 人の感染者、46 人の死亡者が確認されている。

国内の感染状況については、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（第 8 回）において、クラスターの感染源が分からない感染者の増加が生じている地域が散発的に発生しており、引き続き、持ちこたえているものの、一部の地域で感染拡大が見られ、今後、地域において、感染源が分か

らない患者数が継続的に増加し、こうした地域が全国に拡大すれば、どこかの地域を発端として、爆発的な感染拡大を伴う大規模流行につながりかねないと評価されている。

一方で、海外の状況としては、令和2年3月27日現在、新型コロナウイルス感染症が発生している国は、南極大陸を除く全ての大陸に存在する状況となっており、イランや欧米ではオーバーシュートの発生も確認されている。また、こういった状況の中で、本年3月19日以降、海外において感染し、国内に移入したと疑われる感染者が連日10人を超えて確認されており、また、これらの者が国内で確認された感染者のうちに占める割合も13%（3月11日－3月18日）から29%（3月19日－3月25日）へ増加している。さらに、移入元の国については、流行当初は中華人民共和国に集中していたが、現在では欧米を中心として多様化しており、輸入症例の増加及び多様化の両面の影響を今後受ける可能性がある。

新型コロナウイルス感染症については、下記のような特徴がある。

- ・ 一般的な状況における感染経路の中心は飛沫感染及び接触感染であるが、閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等の症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされている。
- ・ 集団感染が生じた場の共通点を踏まえると、特に①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件が同時に重なる場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられる。
- ・ 世界保健機関（World Health Organization: WHO）によると、現時点において潜伏期間は1-14日（一般的には約5日）とされており、また、厚生労働省では、これまでの新型コロナウイルス感染症の情報なども踏まえて、濃厚接触者については14日間にわたり健康状態を観察することとしている。
- ・ 新型コロナウイルスに感染すると、発熱や呼吸器症状が1週間前後持

続することが多く、強いだるさ（倦怠感）を訴える人が多いことが報告されている。

- ・ 中国における報告（令和2年3月9日公表）では、新型コロナウイルス感染症の入院期間の中央値は11日間と、季節性インフルエンザの3日間よりも、長くなることが報告されている。
- ・ 罹患しても約8割は軽症で経過し、治癒する例も多いことが報告されている。
- ・ 重症度としては、季節性インフルエンザと比べて死亡リスクが高いことが報告されている。中国における報告（令和2年2月28日公表）では、確定患者での致死率は2.3%、中等度以上の肺炎の割合は18.5%であることが報告されている。季節性インフルエンザに関しては、致死率は0.00016%-0.001%程度、肺炎の割合は1.1%-4.0%、累積推計患者数に対する超過死亡者数の比は約0.1%であることが報告されている。このように新型コロナウイルス感染症における致死率及び肺炎の割合は、季節性インフルエンザに比べて、相当程度高いと考えられる。また、特に、高齢者・基礎疾患を有する者では重症化するリスクが高いことも報告されており、医療機関や介護施設等での院内感染対策、施設内感染対策が重要となる。上記の中国における報告では、年齢ごとの死亡者の割合は、60歳以上の者では6%であったのに対して、30歳未満の者では0.2%であったとされている。
- ・ 現時点では、有効性が確認された特異的な抗ウイルス薬やワクチンは存在せず、治療方法としては対症療法が中心である。なお、現時点ではワクチンが存在しないことから、新型インフルエンザ等対策政府行動計画に記載されている施策のうち、予防接種に係る施策については、本基本的対処方針には記載していない。その一方で、治療薬としては、いくつか既存の治療薬から候補薬が出てきていることから、患者の観察研究等が進められている。

二 新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針

- ・ 情報提供・共有及びまん延防止策により、各地域においてクラスター等の封じ込め及び接触機会の低減を図り、感染拡大の速度を抑制する。

- ・ サーベイランス・情報収集及び適切な医療の提供により、高齢者等を守り、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。
- ・ 的確なまん延防止策及び経済・雇用対策により、社会・経済機能への影響を最小限にとどめる。
- ・ なお、対策は、感染者の増加に伴い不可逆的に進むものではなく、例えば、地域で感染者が確認された早期の段階で、クラスター等の封じ込め及び接触機会の低減が奏功し、当該地域での感染者の発生が抑制された場合には、強化した対策を適宜適切に元に戻す。

三 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する重要事項

(1) 情報提供・共有

- ① 政府は、以下のような、国民に対する正確で分かりやすく、かつ状況の変化に即応した情報提供や呼びかけを行い、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応をお願いする。
 - ・ 発生状況や患者の病態等の臨床情報等の正確な情報提供。
 - ・ 国民にわかりやすい疫学解析情報の提供。
 - ・ 手洗い、咳エチケット等の基本的な感染対策の徹底。
 - ・ 風邪症状など体調不良が見られる場合の休暇取得、学校の欠席、外出自粛等の呼びかけ。
 - ・ 感染リスクを下げるため、医療機関を受診する時は、あらかじめ電話で相談することが望ましいことの呼びかけ。
 - ・ 厚生労働省が作成する「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の考え方」をわかりやすく周知。
 - ・ 感染者・濃厚接触者や、診療に携わった医療機関・医療関係者その他の対策に携わった方々に対する誤解や偏見に基づく差別を行わないことの呼びかけ。
- ② 政府は、広報担当官を中心に、官邸のウェブサイトにおいて厚生労働省等の関係省庁のウェブサイトへのリンクを紹介するなどして有機的に連携させ、かつ、SNS等の媒体も積極的に活用することで、迅速かつ積極

的に国民等への情報発信を行う。

- ③ 政府は、民間企業とも協力して、情報が必ずしも届いていない層に十分な情報が行き届くよう、丁寧な情報発信を行う。
- ④ 厚生労働省は、感染症の発生状況やクラスターの発生場所、規模等について迅速に情報を公開する。
- ⑤ 外務省は、感染が拡大している国に滞在する邦人等への適切な情報提供、支援を行う。
- ⑥ 政府は、検疫所からの情報提供に加え、企業等の海外出張又は長期の海外滞在のある事業所、留学や旅行機会の多い大学等においても、帰国者への適切な情報提供を行い、渡航の是非の判断・確認や、帰国者に対する2週間の外出自粛の要請等の必要な対策を講じるよう周知を図る。
- ⑦ 政府は、国民、在留外国人、外国人旅行者及び外国政府への適切かつ迅速な情報提供を行い、国内でのまん延防止と風評対策につなげる。
- ⑧ 地方公共団体は、政府との緊密な情報連携により、様々な手段により住民に対して独自のメッセージや注意喚起を行う。
- ⑨ 政府は、今般の新型コロナウイルス感染症に係る事態が行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）に基づく「歴史的緊急事態」と判断されたことを踏まえた対応を行う。地方公共団体も、これに準じた対応に努める。

(2) サーベイランス・情報収集

- ① 地方公共団体は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）第12条に基づく医師の届出により疑似症患者を把握し、医師が必要と認める検査を実施する。
- ② 厚生労働省は、地方衛生研究所や民間の検査機関等の関係機関における検査体制の強化を図る。また、都道府県は、医療機関等の関係機関により構成される会議体を設けること等により、PCR等検査の実施体制の把握・調整等を図り、民間検査会社等を活用する。

- ③ 都道府県別にPCR等検査の実施人数や陽性者数、陽性率等の分析結果を定期的に公表する。
- ④ 厚生労働省は、感染症法第12条に基づく医師の届出とは別に、国内の流行状況等を把握するため、既存のサーベイランスの効果的な利用やさらに有効なサーベイランスの仕組みを構築する。仕組みの構築に当たっては現場が混乱しないように留意する。
- ⑤ 文部科学省及び厚生労働省は、学校等での集団発生の把握の強化を図る。
- ⑥ 政府は、迅速診断用の簡易検査キットの開発を引き続き進める。

(3) まん延防止

- ① 都道府県は、まん延防止策として、クラスター対策及び接触機会の低減を、地域での感染状況を踏まえて、的確に打ち出す。
- ② 地方公共団体は、厚生労働省や専門家と連携しつつ、積極的疫学調査により、個々の濃厚接触者に対する健康観察、外出自粛の要請等を行うとともに、感染拡大の規模を正確に把握する。
- ③ 都道府県は、クラスターが発生しているおそれがある場合には、法第24条第9項に基づき、当該クラスターに関係する施設の休業や催物(イベント)の自粛等の必要な対応を要請する。これに関連し、国及び地方公共団体間で緊密に情報共有を行う。
- ④ 都道府県は、密閉空間、密集場所、密接場面という3つの条件が同時に重なるような集まりについて自粛の協力を強く求めるとともに、全国的かつ大規模な催物等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期することを含め、主催者による慎重な対応を求める。その上で、感染が拡大傾向にあり、オーバーシュートの予兆がみられるなどの地域では、期間を示した上で、外出や催物の開催の自粛について協力を迅速に要請する。その結果、感染が収束に向かい始めた場合には、感染拡大のリスクの低い活動から自粛の要請の解除を行うこととする。特に大都市圏では、人口数及び人口密度が高く、交通の要所でもあることを踏まえて、十分な注意を払うこととする。

- ⑤ 政府は、関係機関と協力して、クラスター対策にあたる専門家の確保及び育成を行う。
- ⑥ 厚生労働省は、関係機関と協力して、特に、感染拡大の兆しが見られた場合には、専門家やその他人員を確保し、その地域への派遣を行う。
- ⑦ 政府及び地方公共団体は、クラスター対策を抜本強化するという観点から、保健所の体制強化に迅速に取り組む。これに関連し、都道府県は、管内の市町村と迅速な情報共有を行い、また、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第 24 条に基づく総合調整を行う。さらに、都道府県は、クラスターの発見に資するよう、都道府県間の迅速な情報共有に努めるとともに、政府は、対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、法第 20 条に基づく総合調整を行う。なお、政府は、感染症法第 12 条に基づく都道府県知事等から厚生労働大臣への報告が迅速に行えるよう必要な支援を行う。
- ⑧ 厚生労働省は、地方公共団体と協力して、医療施設や高齢者施設等において職員が感染源とならないようにすることも含め、院内感染や施設内感染対策を徹底するよう周知を行う。
- ⑨ 文部科学省は、3 月 24 日に策定した「新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」に関し、今後の感染拡大の状況や専門家会議の見解を踏まえ、厚生労働省の協力を得つつ、学校における感染防止や感染者が出た場合の対応、必要に応じ地域における臨時休業の在り方等に関し追加的な指針を策定する。都道府県は、学校設置者に対し、保健管理等の感染症対策について指導するとともに、地域の感染状況や学校関係者の感染者情報について速やかに情報共有する。
- ⑩ 政府は、関係機関と協力して、公共交通機関その他の多数の人が集まる施設における感染対策を徹底する。
- ⑪ 政府は、職場等における感染の拡大を防止するため、労働者を使用する事業者に対し、事業場内及び通勤・外勤時の感染防止のための行動（手洗い、咳エチケット等）の徹底、在宅勤務（テレワーク）や時差通勤、

自転車通勤の積極的な活用、事業場の換気等の励行、発熱等の風邪症状が見られる労働者への出勤免除（テレワークの指示を含む。）や外出自粛勧奨、出張による移動を減らすためのテレビ会議の利用等を強力に呼びかける。

- ⑫ 政府は、水際対策について、国内への感染者の流入及び国内での感染拡大を防止する観点から、入国制限、渡航中止勧告、帰国者のチェック・健康観察等の検疫の強化、査証の制限等の措置等を引き続き実施する。なお、厚生労働省は、関係省庁と連携し、健康観察について、保健所の業務負担の軽減や体制強化等を支援する。
- ⑬ 諸外国での新型コロナウイルス感染症の発生の状況を踏まえて、必要に応じ、国土交通省は、航空機の到着空港の限定の要請等を行うとともに、厚生労働省は、特定検疫港等の指定を検討する。
- ⑭ 厚生労働省は、停留に利用する施設が不足する場合には、法第 29 条の適用も念頭に置きつつも、必要に応じ、関係省庁と連携して、停留に利用可能な施設の管理者に対して丁寧な説明を行うことで停留施設の確保に努める。

(4) 医療

- ① 厚生労働省は、地方公共機関や関係機関と協力して、感染拡大の状況に応じ、以下のように、地域ごとに柔軟な医療提供体制を確保する。
 - ・ 現行では、帰国者・接触者相談センター及び帰国者・接触者外来により、適切な感染管理を行った上で、新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来医療を提供すること。
 - ・ また、医師の判断により検査を実施し、患者が認められた場合には、感染症法第 19 条に基づく感染症指定医療機関等への入院勧告・措置を実施し、まん延防止を行いつつ、患者に対し、適切な医療を提供すること。
 - ・ 患者が増加し重症者等に対する入院医療の提供に支障をきたすおそれがあると判断する都道府県では、厚生労働省に相談の上、重症者等に対する医療提供に重点を移す観点から、入院治療が必要ない軽症者等は自宅療養とし、

電話等情報通信機器を用いて遠隔で健康状態を把握していくとともに、医師が必要とした場合には電話等情報通信機器を用いて診療を行う体制を整備すること。

- ・ また、自宅療養とする際、家族構成等から高齢者や基礎疾患を有する者等への感染のおそれがある場合には、地方公共団体は、軽症者が宿泊施設等での療養を行うことや、同居家族が一時的に別の場所に滞在すること等、家族内感染のリスクを下げるための取組を講じること。
 - ・ 患者が更に増加し帰国者・接触者外来での医療提供に支障をきたすおそれがある地域では、地域の感染状況や医療需要に応じて、帰国者・接触者相談センターの体制を強化したうえで、帰国者・接触者外来を増設し、外来を早急に受診できる体制を整備すること。
 - ・ さらに患者が増加し増設した帰国者・接触者外来での医療提供の限度を超えるおそれがあると判断する都道府県では、厚生労働省に相談の上、必要な感染予防策を講じた上で、一般の医療機関での外来診療を行うこと。
 - ・ こうした状況では、感染への不安から安易に医療機関を受診することでかえって感染するリスクを高める可能性があることも踏まえ、症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、状態が変化した場合に、かかりつけ医等に相談した上で、受診するよう周知すること。
- ② 厚生労働省は、地方公共団体や関係機関と協力して、オーバーシュートや今後の感染者の大幅な増加を見据え、必要に応じ、法第 31 条に基づく医療等の実施の要請等も念頭におきつつ、以下のように、医療提供体制の確保を進める。
- ・ 例えば、新型コロナウイルス感染症の患者を優先的に受け入れる医療機関の指定など、地域の医療機関の役割分担を行うとともに、結核病床や一般の医療機関の一般病床等の活用も検討し、ピーク時の入院患者を受け入れるために必要な病床を確保すること。
 - ・ 専門性を有する医療従事者や人工呼吸器等の必要な医療機器・物資等を迅速に確保し、適切な感染対策の下での医療提供体制を整備すること。
 - ・ 医療機関は、業務継続計画（BCP）も踏まえ、必要に応じて医師

の判断により延期が可能と考えられる予定手術や予定入院の延期を検討すること。

- ・ 地域の診療所など一般の医療機関に勤務している医療従事者の派遣を検討すること。
 - ・ 例えば、重症化しやすい方が来院するがんセンター、透析医療機関及び産科医療機関などは、必要に応じ、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる方への外来診療を原則行わない医療機関として設定すること。
 - ・ 地域でのオーバーシュートに備え、都道府県域を越える場合も含めた広域的な患者の受入れ体制を確保すること。
- ③ 厚生労働省は、この他、適切な医療提供・感染管理の観点で、次の事項に取り組む。
- ・ 関係省庁と協力して、オーバーシュートの発生に備えて、感染症病床等の利用状況について一元的かつ即座に把握可能とする仕組みの構築を進めること。
 - ・ 外来での感染を防ぐため、関係機関と協力して、医療機関の外来において、一般の患者も含め、混雑を生じさせないように、予約による診療や動線が適切に確保された休日夜間急患センターの施設活用などを推進すること。
 - ・ 関係機関と協力して、外国人が医療を適切に受けることができるよう、医療通訳の整備などを、引き続き、強化すること。
 - ・ 関係省庁・関係機関とも連携し、有効な治療薬やワクチン等の開発を加速すること。特に、他の治療で使用されている薬剤のうち、効果が期待されるものについて、その効果を検証するための臨床研究・試験等を速やかに実施すること。
 - ・ 法令に基づく健康診断及び予防接種については、適切な感染対策の下で実施されるよう、時期や時間に配慮すること。

(5) 経済・雇用対策

政府は、新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するとともに、新型コロナウイルス感染症による内外経済や国民生活への影響を注意深く見極めな

がら、機動的に、必要かつ十分な経済財政政策を躊躇なく行うこととし、日本経済を確かな成長軌道へと戻すための思い切った措置を講じていく。特に、新型コロナウイルスの感染拡大により経済活動が縮小する中で影響を受けているフリーランスを含め、様々な形態で働く方々の雇用や生活を維持するとともに、中小・小規模事業者や個人事業主の方々が継続して事業に取り組めるよう制度を整える。

(6) その他重要な留意事項

1) 人権等への配慮

- ① 政府は、患者・感染者や対策に携わった方々等の人権に配慮した取組を行う。
- ② 政府は、海外から一時帰国した児童生徒等への学校の受け入れ支援やいじめ防止等の必要な取組を実施する。
- ③ 政府及び関係機関は、各種対策を実施する場合においては、国民の自由と権利の制限は必要最小限のものとするとともに、女性や障害者などに与える影響を十分配慮して実施するものとする。

2) 物資・資材の供給

- ① 政府は、国民や地方公共団体の要望に応じて、マスクや消毒薬、食料品等の増産や円滑な供給を関連事業者に要請する。また、政府は、感染防止や医療提供体制の確保のため、マスク、個人防護具、人工呼吸器等の必要な物資を国の責任で確保する。例えば、マスク等を国で購入し、必要な医療機関や介護施設等に優先配布することや、感染拡大防止策が特に必要と考えられる地域において必要な配布を行う。
- ② 政府は、マスクや消毒薬等の国民が必要とする物資を確保するため、国民生活安定緊急措置法（昭和48年法律第121号）第26条第1項を適用し、マスクの転売行為を禁止するとともに、過剰な在庫を抱えることのないよう消費者や事業者冷静な対応を呼びかける。また、政府は、繰り返し使用可能な布製マスクの普及を進める。
- ③ 政府は、事態の長期化も念頭に、マスクや抗菌薬の原薬を含む医薬品、

医療機器等の医療の維持に必要な資材の安定確保に努めるとともに、国産化の検討を進める。

3) 関係機関との連携の推進

- ① 政府は、地方公共団体を含む関係機関等との双方向の情報共有を強化し、対策の方針の迅速な伝達と、対策の現場における状況の把握を行う。
- ② 政府は、対策の推進にあたっては、地方公共団体等の関係者の意見を十分聞きながら進める。
- ③ 地方公共団体は、保健部局のみならず、危機管理部局も含めすべての部局が協力して対策にあたる。
- ④ 政府は、国際的な連携を密にし、WHOや諸外国・地域の対応状況等に関する情報収集に努める。また、日本で得られた知見を積極的にWHO等の関係機関や諸外国・地域と共有し、今後の対策に活かしていくとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響を受ける国・地域に対する国際社会全体としての対策に貢献する。

4) 社会機能の維持

- ① 指定公共機関及び指定地方公共機関は、電気、ガス、水道、公共交通、通信等の維持を通して、国民生活及び国民経済への影響が最小となるよう公益的事業を継続する。
- ② 政府は、指定公共機関の公益的事業の継続に支障が生じることがないよう、必要な支援を行う。
- ③ 政府は、空港、港湾、医療機関等におけるトラブルなどを防止するため、必要に応じ、警戒警備を実施する。
- ④ 警察は、混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに、取締りを徹底する。

5) その他

- ① 今後の状況が、緊急事態宣言の要件に該当するか否かについては、海外での感染者の発生状況とともに、感染経路の不明な患者やクラスターの発生状況等の国内での感染拡大の状況を踏まえて、国民生活及

び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるか否かについて、政府対策本部長が基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で総合的に判断することとする。

- ② 政府は、基本的対処方針を変更し、又は、緊急事態を宣言するにあたっては、基本的対処方針等諮問委員会の意見を十分踏まえた上で行う。

新型コロナウイルス感染症に係る京都府の対応状況

資料 2

令和 2 年 3 月 30 日
京都府新型コロナウイルス
感染症対策本部

1 府内における感染者確認状況（現在47例） （1例目～30例目）

	住所	感染者	確認	現状	接 触 者	
					陽性者	内 訳
1	京都市	20代女性 (中国人留学生)	1/30	2/11退院	なし	なし
2	京都市	20代男性 (中国人物販店員)	2/ 5	2/ 8退院	なし	1名(陰性1名) 検査・健康観察終了
3	京都市	50代女性 (大阪のライブ参加)	3/ 3	3/11退院	なし	健康観察終了
4	京都市	50代女性 (大阪のライブ参加)	3/ 4	3/ 9退院	なし	健康観察終了
5	京都市	50代男性 (同僚が大阪のライブ参加)	3/ 4	3/24退院	なし	健康観察終了
6	長岡京市	30代男性 (フィリピンから帰国)	3/ 5	3/14退院	1名陽性 (7例目)	3名(陽性1名、陰性2名) 検査終了
7	長岡京市	60代女性 (6例目の母親)	3/ 6	3/25退院	なし	健康観察終了
8	綾部市	40代女性 (大阪のライブ参加) (病院介護福祉士)	3/ 7	3/20退院	4名陽性 (9,10,11,13 例目)	193名(陽性4名、陰性185名、 健康観察4名)検査・健康観察終了 病院:3/21～救急、3/23～外来再開
9	綾部市	60代男性 (8例目の父親)	3/ 9	入院中	なし	12名(陰性3名、健康観察9名) 検査・健康観察終了
10	綾部市	60代女性 (8例目の母親)	3/ 9	3/25退院	なし	13名(陰性5名、健康観察8名) 検査・健康観察終了
11	福知山市	20代女性 (8例目の同僚看護師)	3/ 9	3/16退院	なし	4名(陰性4名) 検査終了
12	京都市	30代女性 (大阪のライブ参加)	3/ 9	3/13退院	1名陽性 (15例目)	139名(陽性1名、陰性138名) 検査・健康観察終了
13	福知山市	70代女性 (8例目の接触者)	3/10	3/26退院	なし	4名(陰性4名) 検査終了
14	京都市	50代女性 (右京区役所臨時職員)	3/11	入院中	1名陽性 (19例目)	健康観察終了 検査中
15	京都市	保育園児 (12例目の勤務先園児)	3/11	入院中	2名陽性 (17,21例目)	139名(陽性1名、陰性138名) 検査・健康観察終了
16	京都市	60代男性 (院内理髪店店主)	3/12	入院中	なし	24名(陰性22名、健康観察2名) 検査・健康観察終了 病院 3/16～救急、外来再開
17	京都市	15例目保護者	3/12	入院中	なし	なし
18	京都市	30代男性 (病院事務員、母親が ナイル川クルーズ参加)	3/17	入院中	調査中	職場接触者67名(陰性52名、 健康観察15名)引き続き調査中 病院 3/23～救急、外来再開
19	京都市	60代女性 (14例目の接触者) (ナイル川クルーズに参加)	3/17	3/22退院	調査中	調査中
20	長岡京市	70代男性	3/18	入院中	調査中	9名(陰性5名、健康観察4名) 引き続き調査中
21	京都市	15例目保護者	3/18	入院中	調査中	調査中
22	京都市	70代女性	3/20	3/27退院	調査中	調査中
23	京都市	50代女性 (オランダから帰国)	3/21	入院中	調査中	調査中
24	京都市	50代男性	3/22	入院中	調査中	調査中
25	京都市	70代男性	3/23	3/26退院	調査中	調査中
26	京都市	20代男性(外国籍) (マス、ルクセンブルグ渡航)	3/24	入院中	1名陽性 (30例目)	1名(陽性1名) 引き続き調査中
27	京都市	50代男性(自営業)	3/24	入院中	2名陽性 (31,46例目)	3名(陽性2名、陰性1名) 引き続き調査中
28	京都市	30代男性 (ハイヤー乗務員)	3/25	入院中	調査中	調査中
29	京都市	30代女性 (飲食店勤務)	3/25	入院中	調査中	調査中
30	京都市	30代女性 (26例目の配偶者)	3/25	入院中	調査中	調査中

(31例目～47例目)

	住所	感染者	確認	現状	接 触 者	
					陽性者	内訳
31	京都市	50代女性 (27例目の配偶者)	3/25	入院中	調査中	調査中
32	長岡京市	30代男性 (アメリカ帰り)	3/26	入院中	調査中	2名(健康観察2名) 引き続き調査中
33	京都市	20代女性 (23例目同僚、オランダ同行)	3/26	入院中	調査中	調査中
34	京都市	70代女性	3/26	入院中	調査中	調査中
35	京田辺市	40代男性 (職場の同僚に陽性者)	3/27	入院中	2名陽性 (39,40例目)	9名(陽性2名、陰性7名) 引き続き調査中
36	京都市	50代女性	3/28	入院中	調査中	調査中
37	京都市	30代女性 (イギリスから帰国)	3/28	入院中	調査中	調査中
38	宇治市	20代女性 (41例目同行者(陽性)との 接触者)	3/28	入院中	調査中	4名(陰性4名) 引き続き調査中
39	京田辺市	70代女性 (35例目の母親)	3/28	入院中	調査中	調査中
40	京田辺市	40代女性 (35例目の接触者、看護師)	3/28	入院中	調査中	8名(陰性8名) 引き続き調査中
41	京都市	20代男性 (欧州旅行から帰国)	3/29	入院中	調査中	調査中
42	京都市	20代男性 (41例目同行者(陽性)との 接触者)	3/29	入院調整中	調査中	調査中
43	京都市	20代男性 (41例目同行者(陽性)との 接触者)	3/29	入院調整中	調査中	調査中
44	京都市	20代男性 (41例目同行者(陽性)との 接触者)	3/29	入院調整中	調査中	調査中
45	井手町	20代男性 (41例目同行者(陽性)との 接触者)	3/29	入院中	調査中	調査中
46	京都市	20代女性 (27例目接触者)	3/29	入院中	調査中	調査中
47	京都市	60代男性	3/29	入院調整中	調査中	調査中

令和2年3月29日21時現在

PCR検査 実施人数	PCR検査 陰性者数	PCR検査										
		陽性 者数	症状が無い方						症状がある方			
			入院治療を必要とする方						入院治療を必要とする方			
			退院	入院中	死亡	退院	入院中	死亡				
1102	1055	47	6	6	4	2	0	41	41	11	30	0

※3月27日～29日実施検査については京都府実施分のみを計上(但し、36,37,41,42,43,44,46,47例目陽性者は含む)

2 京都府新型コロナウイルス感染症対策本部会議等開催状況

期 日	国等の動向等	京都府対応
1月22日(水)		16:30 部局長連絡会議(副知事)
1月28日(火)	指定感染症指定(閣議決定)	16:00 部局長会議(知事)
1月30日(木)	国対策本部設置(閣議決定)	13:00 対策本部設置
	府内感染者確認(1例目)	22:00 第1回対策本部会議(知事)
1月31日(金)	WHO緊急事態宣言	17:15 府市合同記者会見(知事)
2月 1日(土)	指定感染症前倒し施行	
2月12日(水)		14:00 第2回対策本部会議(知事)
2月13日(木)	緊急対応策決定	
2月21日(金)		17:00 第3回対策本部会議(知事)
2月25日(火)	国対策基本方針決定	
	全国知事会対策本部設置	
2月26日(水)	大規模イベント中止・延期要請	
2月27日(木)	小中学校高校休校要請	17:00 第4回対策本部会議(知事)
3月 2日(月)	関西広域連合対策本部設置	
3月 3日(火)		17:00 第5回対策本部会議(知事)
3月 5日(木)		16:30 第6回対策本部会議(知事)
3月 9日(月)		14:00 緊急知事会見(知事)
3月10日(火)	緊急対応策(第2弾)決定	
3月11日(水)		11:15 第7回対策本部会議(知事)
3月13日(金)	新型インフルエンザ等対策特別措置法改正	
3月17日(火)		10:00 臨時知事会見(知事)
3月19日(木)	第8回国専門家会議 状況分析・提言	17:45 第8回対策本部会議(知事)
3月24日(火)		16:30 第9回対策本部会議(知事)
3月26日(木)	特措法に基づく政府対策本部設置	13:13 特措法に基づく府対策本部設置
3月28日(土)	基本的対処方針決定	
3月30日(月)		10:30 緊急知事会見(知事)

3 京都府の主な取組

(1) 検査及び診療体制の強化

- 京都府保健環境研究所と京都市衛生環境研究所との協力による検査体制の整備(1月31日)
- 医師会等の医療関係団体との連絡会議による情報共有、適切な対応の周知(1月30日、2月4日、14日、26日、27日、3月2日)
- 帰国者・接触者外来を設置し、帰国者・接触者相談センター(保健所等)を通じた受診調整を実施(2月6日、2月18日より24時間対応に拡充)
- 帰国者接触者外来数は23医療機関(3月3日)から28医療機関(3月12日)へ拡大、引き続き拡大に向け調整中
- 医療機関に対し、新型コロナウイルス感染症への対応、感染防止拡大のための留意点等を通知(1月8日、16日、24日、2月4日、14日、19日、26日、3月9日、11日)
- 患者が増加した場合の医療提供体制等の対策の移行について検討するため、医療団体等からなる新型コロナウイルス感染症対策協議会を設置、開催(3月9日、26日)
- 協議会において、民間施設におけるPCR検査の実施について調整し、3月10日から帰国者・接触者外来の医師の判断で検査依頼が可能
- 各感染症指定医療機関の現状を共有するとともに、それぞれの役割を確認するため、感染症指定医療機関連携会議を実施(3月19日)
- 府内病院職員が感染し、外来や救急を一時停止したことへの対応として、府内医療機関に対し、救急等医療提供体制の確保を依頼(3月9日)
- 感染症患者が大幅に増えた場合、重症患者や基礎疾患を有する患者が増加した場合を想定し、入院患者等の受け入れ医療機関の調整、病院間を超えた医療従事者の派遣調整を行う新型コロナウイルス感染症入院医療コントロールセンターを設置(3月27日)

(検査実施状況)

(3月29日21時現在*)

検査機関	合計	京都府 京都市	国立感染症 研究所	民間検査機関*2
検査人数	1102 人	1088 人	1 人	13 人
陽性	47 人	46 人	1 人	0 人
陰性	1055 人	1042 人	0 人	13 人

*3月27日～29日実施検査については京都府実施分のみを計上(但し、36,37,41,42,43,44,46,47例目陽性者は含む)

*2京大病院、府立医大病院でも実施(未集計)

(2) 府民への情報提供

- 府ホームページで注意喚起メッセージ掲載(1月24日～)、2月6日から専用ページを立ち上げ、手洗い・励行等の感染防止対策、専用相談窓口、事業者向けの融資制度等を周知。英語及び中国語でも、電話相談窓口情報等、関連情報を掲載
- 国際センター、大学コンソーシアム京都を通じて留学生等外国人住民へ周知し、府内市町村とも情報共有
- ツイッター(1月24日～)、ラジオ(2月1日～)、テレビ(3月14日～)、府民だより(3月号、4月号(予定)、新聞広告(3月14日、3月28日))等による情報発信
- テレビ、ラジオで新型コロナウイルス感染症の特集を実施(3月3日、3月10日(知事)、3月13日(知事)、3月17日(知事)、3月24日(知事))
- 府庁及び各保健所に専用相談窓口(帰国者・接触者相談センター)を設置(1月29日、2月18日～府庁を24時間対応に拡充)
- 京都府内に居住・滞在する外国人のうち、日本語を介してのコミュニケーションが困難な外国人に対して、円滑に電話相談を行うため、多言語での同時通訳を開始(3月10日)
- LINE公式アカウントによる、新型コロナウイルスに関するパーソナルサポート(個人の状態に併せた情報提供等)を開始(3月19日)
- 正しい予防策や各種相談窓口を周知するため、啓発チラシ120万部を新聞折込(3月24日)や、市町村、医療機関、福祉施設等を通じて周知(3月23日から)

(専用相談窓口相談件数)

(3月29日現在)

	府庁	保健所	備考
1月29日～2月17日	896件	485件	日平均 69件
2月18日～3月29日	6,342件	3,604件	日平均 242件
合計	7,238件	4,089件	
	11,327件		

(3) 中小企業等への支援

- 京都市と連携して、新型コロナウイルス感染症により売上高が減少する等の影響を受けた中小企業者等を支援するため、「新型コロナウイルス対応緊急資金」融資制度を創設。(2月6日)
(申込状況)3月20日時点 ※普通保証・セーフティネット保証4・5号・危機関連保証の合計申込 955件
- セーフティネット保証4号(自然災害等)の適用地域として全都道府県が指定(3月2日)されたことを受けて、京都市と連携し、既存融資に加え、別枠保証による融資限度額を拡大。
※指定期間は2月18日から6月1日まで
併せて、2月6日から開始している「新型コロナウイルス対応緊急資金」についても資金使途を運転資金に加え、設備資金にも使えるように拡大。(3月2日)
- セーフティネット保証5号(不況業種関係)の指定業種として、3月6日に旅館・ホテル、レストラン等の40業種を追加指定したのに加え、3月13日、乳製品製造業や理容・美容業など316業種をさらに追加(全508業種)
※指定期間は3月6日から3月31日まで(4月1日以降も指定業種の見直しをしつつ継続)
- 「京都経済対策トップ会議」を開催し、経済界から意見等を聴取(3月6日)
- 国において、危機関連保証が発動されたことを受け、「あんしん借換資金(危機関連枠)」融資制度を創設。従来の別枠保証(セーフティネット保証4号・5号)に加え、さらなる別枠保証として、融資限度額を拡大。(3月13日)
- 府内中小・小売事業者等における新型コロナウイルス感染症の影響について、中小企業応援隊による緊急調査を京都市と行い、その結果を公表(3月18日)
- 令和元年度2月補正予算により、新型コロナウイルス感染症対策(追加)として、「中小企業への支援体制の構築」及び「中小企業・農林水産業者に対する緊急経営支援(※)」を実施(3月19日)
- ※3月27日から中小企業等新型コロナウイルス対策緊急支援補助金の受付開始(4月30日まで)農林漁業者向けの同補助金は3月30日から受付を開始

- 「京都経済対策実務者会議」を開催し、金融機関、経済団体、専門家団体などから意見等を聴取(3月26日)
- 「京都労働経済活力会議」を開催し、関係団体と雇用対策について協議(3月26日)
- 府内事業所の従業員に新型コロナウイルス感染症等が発生した場合の対応マニュアル(雛形)を作成、各事業者へ周知(3月27日)

(4) 収入減収や失業による生活支援

- 新型コロナウイルス感染症による経済への影響による休業等を理由に、一時的な資金が必要な方へ生活福祉資金貸付(緊急小口資金貸付、総合支援資金(生活支援費)貸付)を実施。(3月25日～)
※申込:市区町村社会福祉協議会 問い合わせ:京都府社会福祉協議会
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、水道、下水道等の公共料金の支払が困難な事情がある者に対しては、その置かれた状況に配慮し、支払の猶予等、迅速かつ柔軟に対応するよう市町村に周知。(3月19日)
- 新型コロナウイルス感染症の影響により府税の納付が困難な方については、納税の猶予を受けることができる場合がある旨周知。(3月19日)
- 新型コロナウイルス感染症の影響に係る農林水産業経営相談窓口の開設(3月27日)

(5) 活動団体等への支援

- 府内のNPOやボランティアグループ等の民間団体が新型コロナウイルス感染症による影響を受ける子育て世帯等を対象として行う地域活動について、地域交響プロジェクト交付金を活用して支援(対象期間:1月30日～3月31日) 申請15件

(6) 京都舞鶴港の状況

- 港湾関係事業者に対し、国家安全保障会議決定又は閣議了解により日本へ上陸の申請日前14日以内に以下地域(上陸拒否対象地域)に滞在歴がある外国人等について、原則、本邦に上陸することができないこと、並びに中国又は韓国からの旅客運送の停止、以下地域(待機要請対象地域)からの入国者に対し、検疫所長の指定する場所で14日間待機し国内において公共交通機関を使用しないことを要請する旨情報提供。

<上陸拒否対象地域>

- ・中国 湖北省ほか1地域(2月1日～) ・韓国 大邱広域市ほか8地域(2月27日～)
- ・イラン 全ての地域(3月7日～) ・イタリア 全ての地域(3月11日～)
- ・サンマリノ共和国 全ての地域(3月11日～)
- ・スイス、スペイン、アイスランド 全ての地域(3月19日～)
- ・アイルランド、アンドラ、エストニア、オーストリア、オランダ、スウェーデン、スロベニア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、バチカン、フランス、ベルギー、ポルトガル、マルタ、モナコ、リヒテンシュタイン、ルクセンブルク 全ての地域(3月27日～)

<待機要請対象地域>

中国又は韓国、シェンゲン協定加盟国、アイスランド、アンドラ、イラン、英国、エジプト、キプロス、クロアチア、サンマリノ、バチカン、ブルガリア、モナコ、ルーマニア若しくは米国の全域

- 京都舞鶴港へ入港予定のクルーズ船キャンセル情報

- ・コスタ・ベネチア(4月3日予定) ・クイーン・エリザベス(5月10日予定)
- ・ブレーメン(5月18日予定) ・サファイア・プリンセス(6月14日予定)

(7) 府主催イベント等

今後の府主催イベント等について下記方針を確認(3月24日府対策本部会議)

- 府が主催、共催するイベント等については、改めて開催の必要性を検討する。なお、野外における感染リスクが低いと判断されるイベントについては、感染予防対策を十分講じたうえで実施を検討する。
- 府施設については、感染拡大のリスクが高まるとされる、換気の悪い密閉空間、人が密集している、近距離での会話や発声が行われるという3条件を回避するため、定期的な換気や入室人数の制限、人が触れる部分の消毒の徹底等、必要な感染予防対策を実施したうえ

で、順次再開を検討する。

(8) 小中学校、高校等の臨時休業等
(府立学校)

- 3月3日(火)から3月19日(木)までは臨時休業を実施(ただし、春休み期間中も含めて、児童生徒の心身のケア等のための登校日を、感染防止の工夫の上、設けることを可能とする。)
- 新学期からは国のガイドラインを踏まえ、教育活動を再開予定。なお、春休み期間中の部活動は条件付きで再開

(市町(組合)立学校)

- 伊根町を除き、京都市が3月5日から臨時休業、その他の市町村は3月2日午後又は3月3日から臨時休業を実施(終期は、23日又は24日まで) ※伊根町については、通常授業
- 新学期からの教育活動の再開については、府教育委員会から市町(組合)教育委員会に対し、国の通知を踏まえ、府立学校の対応も参考に適切に対応するよう依頼

(私立学校)

- 府内の各私立小学校、中学校、高等学校及び専修学校(高等課程)に対しては、文部科学省からの要請を通知(2月28日)し、期間等はそれぞれであるが、全82校(小学校10、中学校24、高等学校42、専修学校(高等課程)6)で、臨時休業を実施
- 私立幼稚園については、教育機関であるとともに、保育機能を有していることもあり要請の対象外となっており、保護者のニーズ等、各園の事情に応じた対応を要請

(保育園等)

- 保育所、認定こども園、放課後児童クラブ等の施設や事業所については、感染の予防に留意した上で、開所いただくよう市町村に依頼(2月28日)

(9) 府職員の柔軟な勤務体制

- 「公共交通機関を利用して出勤する職員」を対象に時差出勤を開始(2月25日から適用)
時差出勤の対象職員を「子の世話をを行う職員」にも拡大(3月5日)

(出勤状況)

(2月25日から3月27日までの累計)

出 勤 形 態	実施者数(合計3,707人)		備 考
	公共交通機関利用	子の世話	
8時00分出勤(30分前倒)	1,985人	7人	対象者 (公共交通機関利用通勤者 又は子の世話をを行う職員)
9時00分出勤(30分後倒)	893人	20人	
9時30分出勤(1時間後倒)	802人	0人	

- 本人又は家族が感染した場合及び学校の臨時休業に伴い出勤することが困難な場合に特別休暇を承認(3月1日から適用、国家公務員も同様)
- 在宅勤務(テレワーク)の対象範囲を新型コロナウイルス感染症に係る「感染拡大防止」及び「業務継続」に拡大(3月17日)

(10) 府庁業務継続体制

- 京都府新型インフルエンザ対策マニュアルを準用した各部局毎の業務継続体制確立を指示(3月11日)

(11) マスク等の配布

- 府の所持するマスク(約71万枚)等を感染症指定医療機関、救急告示病院等、医療関係団体、市町村及び福祉施設関係団体等に配布(3月12日～18日)
- 国の緊急対応策第2弾において示された感染拡大防止策に基づき、マスクを医療機関や、府保有マスクを未配布の社会福祉施設等に配布。併せて、手指消毒液を医療機関、社会福祉施設、医療的ケア児のいる家庭等へ配布(3月23日～)

(12) 国への要望等

○全国知事会

- ・新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言 (2月5日)
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の抑制に向けた緊急提言 (2月21日)
- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大の抑制に向けた緊急声明 (2月25日)
- ・新型コロナウイルス感染症対策のための学校の一斉臨時休業等に関する地域経済対策の実施に向けた緊急提言 (3月5日)
- ・新型コロナウイルス感染症対策の医療体制等に関する緊急提言 (3月5日)
- ・新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休業等に関する教育及び放課後児童クラブ等に係る緊急提言 (3月5日)
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に関する緊急提言 (3月6日)
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る学校の一斉臨時休業等に関する緊急要望 (3月18日)
- ・改正新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に係る緊急提言 (3月18日)
- ・新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急提言 (3月18日)
- ・新型コロナウイルス感染症に伴う大胆な地域経済対策の実施に関する提言 (3月24日)
- ・新型コロナウイルス感染症の医療提供体制等の整備に係る緊急提言 (3月25日)
- ・教育活動の再開等に関する意見書 (3月25日)

○関西広域連合

- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る要望 (3月19日)
- ・新型コロナウイルス感染症対策に係る要望 (3月27日)

○京都府、京都市、経済団体

- ・新型コロナウイルス感染症の京都経済への悪影響を最小限に食い止めるための緊急要望 (3月9日)

○京都府・京都市

- ・新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策等に対する緊急要望 (3月27日)

○京都府・京都市・経済団体・労働者団体

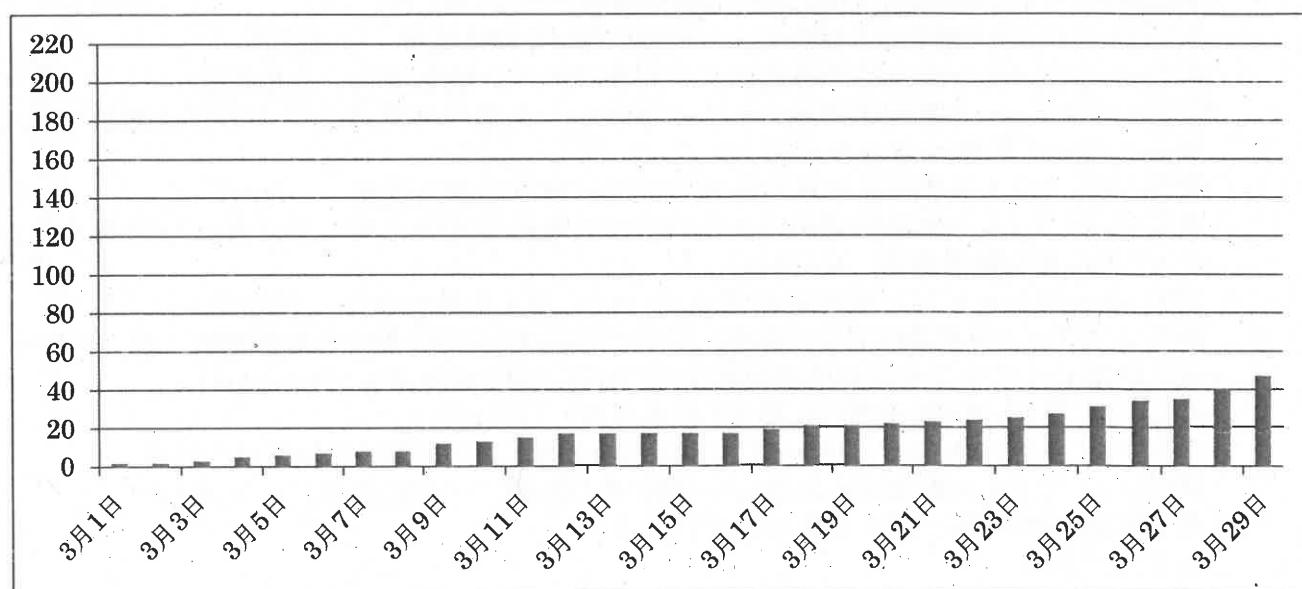
- ・新型コロナウイルス感染症に係る雇用の維持等のための緊急要望 (3月27日)

○京都府

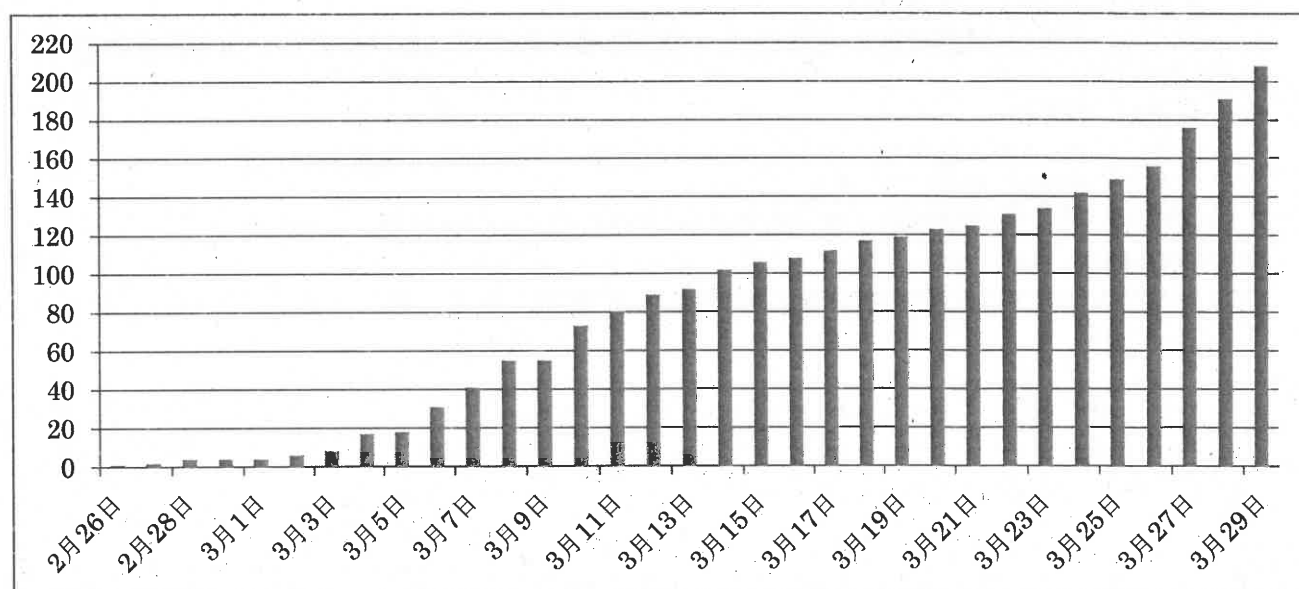
- ・新型コロナウイルス感染症に係る緊急経済対策等に関する農林水産省への緊急要望 (3月27日)

陽性者数（累計）の推移

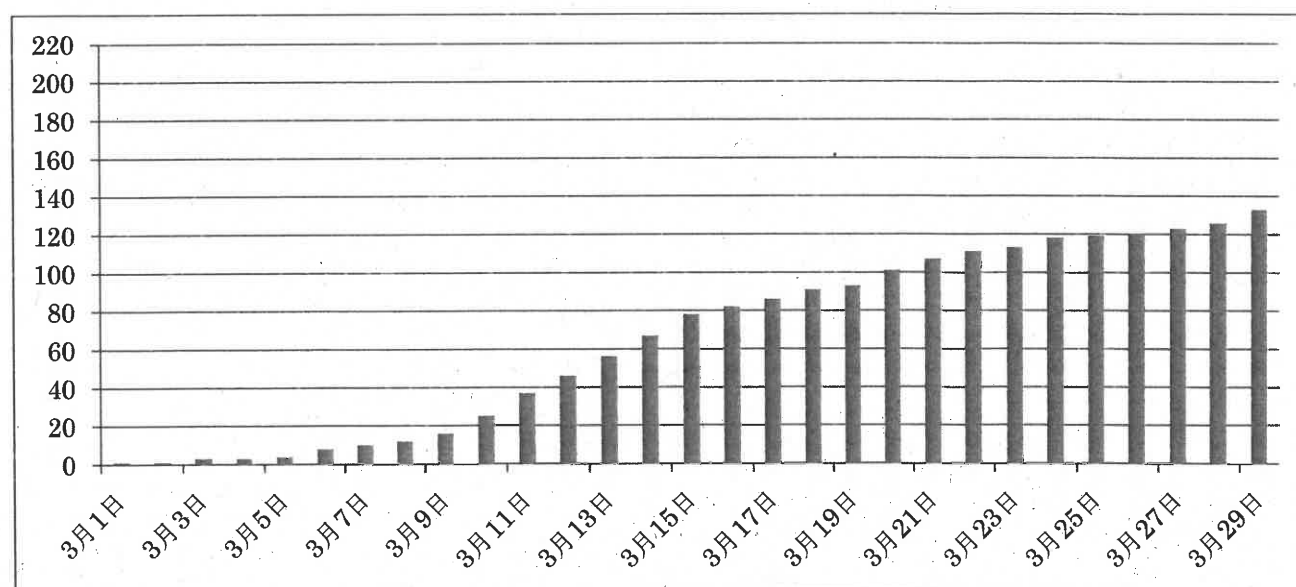
京都府



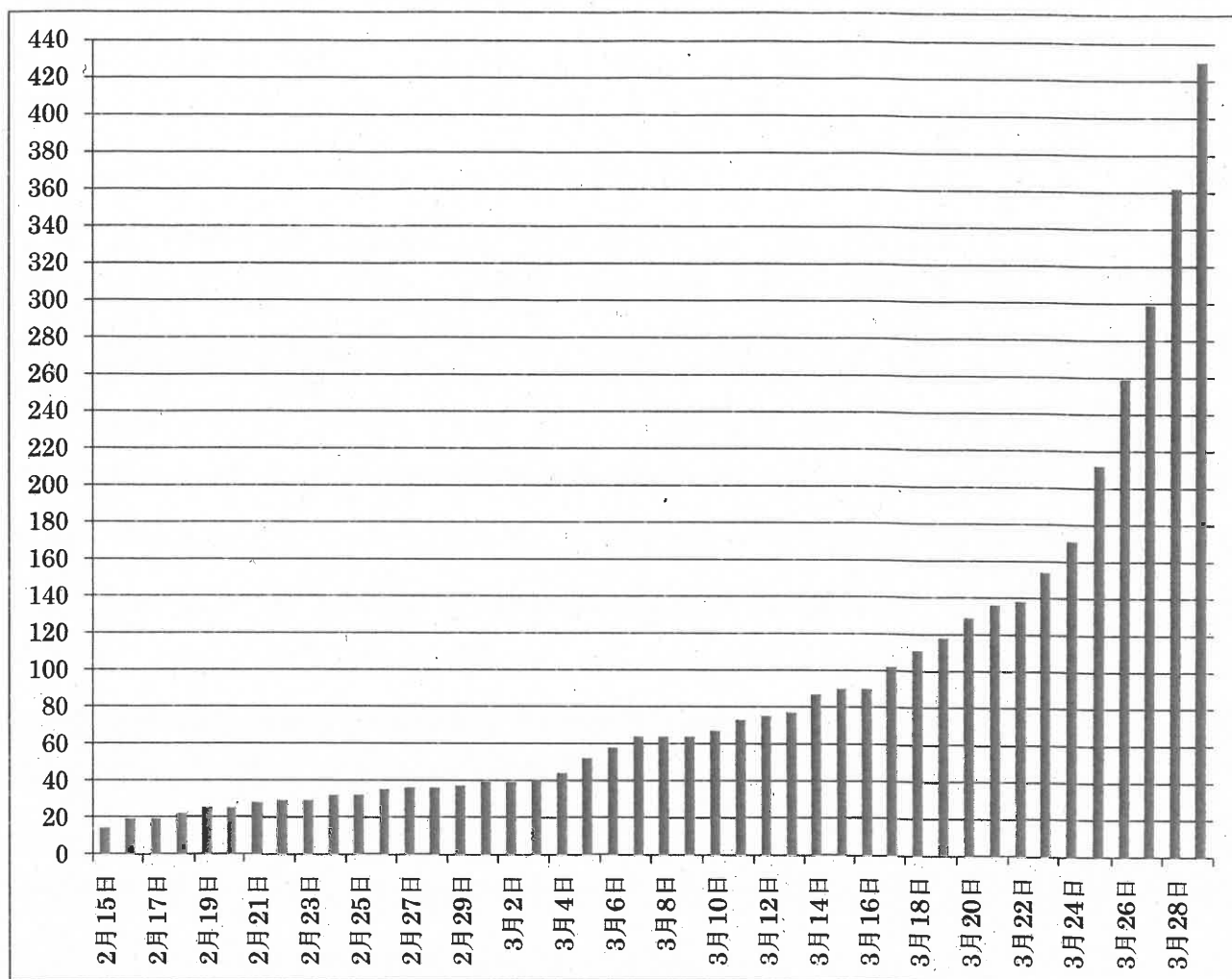
大阪府



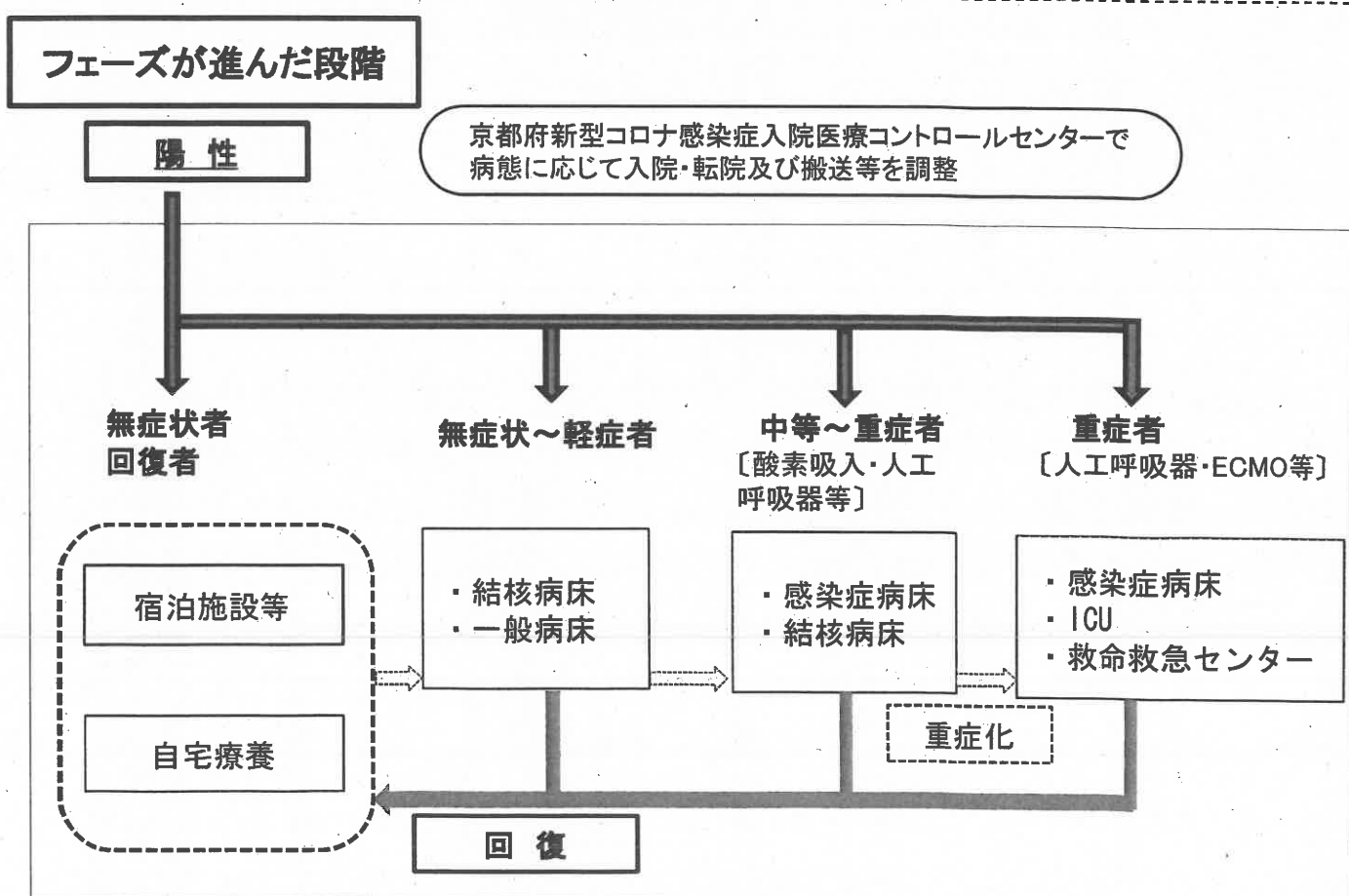
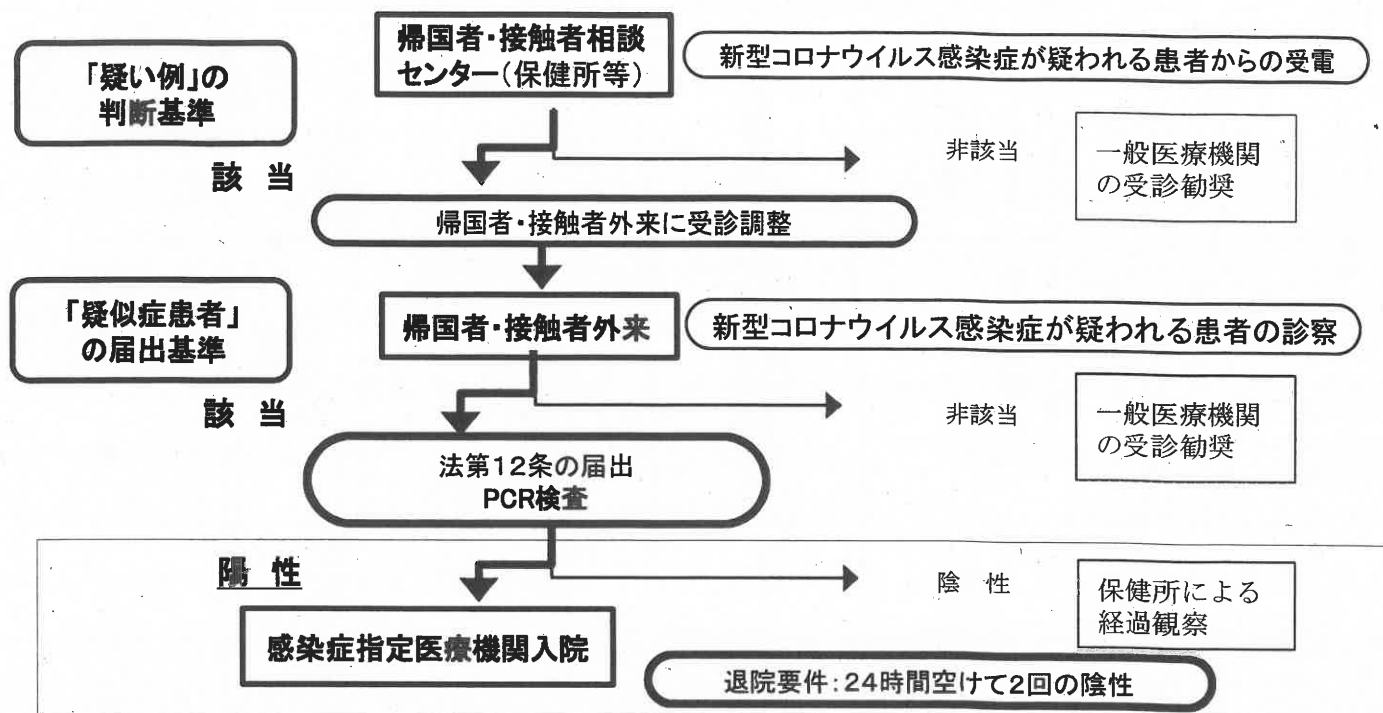
兵庫県



東京都



新型コロナウイルス感染症患者の医療提供について



フェーズに対応した病床確保について

	感染の広がり方	感染の状況	活用病床			
			病床活用の考え方	無症状～軽症	中等症～重症 (酸素吸入、人工呼吸器)	重症 (人工呼吸器、ECMO)
初期	散発的に発生	一部、人工呼吸器やECMOが必要だが多くは軽症～中等症	感染症指定医療機関中心 一部結核病床を活用	結核病床 感染症病床	感染症病床	感染症病床 ICU
移行期	小規模クラスターが発生 感染源が分からない感染者が増加 小規模クラスターが断続的に発生		感染症指定医療機関に加え結核病床を活用	結核病床	感染症病床	感染症病床 ICU 救命救急センター
蔓延期	クラスターの大規模化、連鎖 爆発的な感染拡大(オーバーシュート)	重症者が増加	患者の病態別に病床を振り分け	一般病床 結核病床 宿泊施設等 自宅療養	感染症病床 結核病床	感染症病床 ICU 救命救急センター

* 京都府新型コロナウイルス感染症対策専門家会議で、現在のフェーズや将来予測を協議

* 合わせて、病態に応じた医療提供を行うための医療機関等の機能について助言

* 医療機関等ごとの機能を明確にして、病態に応じた施設で患者に対応

京都府新型コロナウイルス感染症対策専門家会議について

京都府新型コロナウイルス
感染症対策本部

○ 趣 旨

京都府の新型コロナウイルス感染症対策について、医学的な見地から助言等を得るため、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）を設置する。

○ 組 織

専門家会議の構成員は、以下のとおりとする。ただし、必要に応じ、その他関係者の出席を求めることができる。

所 属	職 名	氏 名	専門分野
京都府立医科大学 感染制御・検査医学	病院教授	藤田 直久	感染症
京都大学大学院医学研究科 臨床病態検査学	教 授	長尾 美紀	感染症
京都市立病院 感染症内科	部 長	清水 恒広	感染症
京都府立医科大学大学院医学研究科 感染病態学	教 授	中屋 隆明	ウイルス学
京都第一赤十字病院 救命救急センター	センター長	高階 謙一郎	救急医療
京都先端科学大学	教 授	渡邊 能行	公衆衛生学
一般社団法人 京都府医師会	会 長	松井 道宣	地域医療
一般社団法人 京都私立病院協会	会 長	清水 鴻一郎	地域医療

オブザーバー

- ・ 国立感染症研究所感染症疫学センター
- ・ 京都市

○ 設置日

令和2年4月1日

京都府内では、連日、複数の患者が発生しており、昨日は、大学という学生が多く集う場においてクラスターに発展しかねない感染が確認されるなど、予断を許さない状況となっています。全国的にも、首都圏や阪神圏で感染が拡大しているほか、海外からの帰国者の感染も拡大しております。府民の皆様には、今一度、身近なところに感染リスクが潜んでいることを十分御認識いただき、特に次の点について、強く御協力をお願いします。

【府民の皆様へ】

京都府内におきましても、先日の3連休以降、桜の開花もあり、週末の人出が増加しています。府民の皆様には、引き続き、①換気の悪い密閉空間、②多くの人の密集、③近距離での会話の条件が重なる場所を避けていただくとともに、人込みが予想される場所への不要不急の外出やイベントなどへの参加は極力避けていただきますようお願いいたします。特に、感染の発見が難しいとされる若年層の皆様には、慎重な行動をお願いします。

【大学及び学生の皆様へ】

大学の関係者の皆様には、学生等に3つの条件が重なる場の回避の徹底を改めて呼びかけていただくとともに、学内における感染拡大の防止対策、学生・教職員の海外渡航の状況把握等をお願いします。

また、学生の皆様には、卒業、入学、就職など様々な節目であり、多数で集まる機会の多い時期でもあります。感染拡大を防ぐとの思いを持って慎重に行動していただきたいと思います。

【海外から帰国された皆様へ】

府内でも、春休み中に渡航された学生の感染が確認されています。海外から帰国された皆様は、指定された場所で待機し、入国の次の日から起算して14日間は、体温測定を毎日行うなど、御自身の健康管理に留意いただくとともに、不要不急の外出を控えて下さい。また、咳や発熱等の症状が現れた場合は、人との接触を避け、帰国者・接触者相談センターに速やかに相談いただきますようお願いいたします。

【感染が拡大している地域に往来される皆様へ】

関東地方を中心に外出等の自粛が要請されています。これらの地域への往来には極力留意いただきますとともに、特に、4月から就職や進学でこれらの地域に転出される方は、その呼びかけに従い、慎重に行動いただきますようお願いいたします。

【企業等の皆様へ】

従業員が休みやすい環境整備や在宅勤務、時差通勤等に配慮いただきますとともに、公共交通機関をはじめ、宿泊施設、小売店、飲食店等の皆様には、改めて、感染防止のための対策の徹底をお願いします。

京都府では、府民の皆様の安心安全のため、引き続き、国や市町村、関係機関と連携し、感染拡大の防止に全力を挙げてまいります。府民の皆様にもご迷惑をおかけいたしますが、御協力いただきますようお願い申し上げます。

令和2年3月30日 京都府知事 西脇 隆俊

